

豊川上漁業協同組合内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、豊川上漁業協同組合(以下「組合」という。)が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場の別記1の区域(以下「漁場」という。)において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、おいかわ(しらはえ)、うぐい及びうなぎをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣(友釣、餌釣、毛ばり釣、ルアー釣、流しガリ、及び引掛け)による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記2による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内においては、竿釣、投網、刺網(地方名称「まき網」をいう。)及び四つ手網以外の方法で遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
刺 網	1人1統、網目の大きさ1センチメートル以上 ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上とする
投 網	同
四つ手網	1人1統、網の全長2メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上 ただし、こいの採捕は網目の大きさ7センチメートル以上とする

3 漁場区域内におけるあゆの遊漁については、次条第1項の規定によるあゆについての解禁の日から8月1日以降で組合が定めて公表する日までは、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

4 引掛けによる遊漁は、あゆに限るものとする。

5 別記1に掲げる豊川(共同漁場)の区域においては、竿釣(ルアー釣に限る。)による遊漁をしてはならない。

6 第3項の規定にかかわらず、新城市川路広瀬地内豊川、大宮川合流点の上流 100 メートルから弁天橋上流端まで及び新城橋下流端から新城市野田栃田地内豊川、野田川の合流点までの区域においては、次条第1項の規定によるあゆについての解禁の日から9月 30 日までの間は、リールを使用しない竿釣(友釣、餌釣、毛ばり釣及びルアー釣に限る。)によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

7 第3項の規定にかかわらず、江島橋上流端の上流 250 メートルから江島橋上流端の下流 250 メートルの間の区域及び豊橋市賀茂町と豊川市三上町の境界、対岸豊川市二葉町地先堤防角を結んだ線から上流 300 メートルまでの間の区域においては、10 月1日から 11 月 30 日までの間は、日中(日出から日没までをいう。)の竿釣(友釣、餌釣、毛ばり釣、ルアー釣及び流しガリに限る。)によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

8 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② びんづけ(セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。)
- ③ 動力を利用する瀬干漁法
- ④ 火光を利用して行う漁法
- ⑤ 水中銃(発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間
おいかわ、こい、ふな、 うぐい及びうなぎ (以下「雑魚」という。)	1月1日から12月31日まで (ただし、おいかわについては、竿釣以外は3月1日から11月30日までとする。)

2 前項並びに前条第3項及び第6項の公表は、組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
新城市一鍬田の牟呂松原頭首工えん堤の上流端の上流140メートルから同上流端の下流135メートルまでの区域	1月1日から 12月31日まで
新城市八名井地内豊川、宇利川合流点から下流200メートルまでの区域	4月 1日から 7月31日まで
豊川市豊津地先、榎下から上流200メートルまでの区域	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種について、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
おいかわ	5センチメートル
こい	20センチメートル
ふな	6センチメートル
うなぎ	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が中学生以下又は肢体不自由者4級以上のときは、無料とする。次項のただし書に規定する方法により納付するときは、あゆについては1,000円、雑魚については200円を加算した額とする。

① 竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	
あゆ	竿釣	解禁の日から12月31日まで	1年	12,000円
			1日	2,000円
雑魚	同	1月 1日から12月31日まで	1年	2,000円
			1日	300円

② その他の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料	
あゆ	刺網、投網及び四つ手網	1日	5,000円
雑魚	同	同	1,000円

2 遊漁料の納付は、組合の指定する遊漁承認証取扱所において納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

3 前項に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記3の内容を記載した遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対してこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記4の内容を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附則 この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附則 この規則は、令和2年11月27日から施行する。

別記1 内共第6号の持分区域(豊川上漁業協同組合持分)

河川名	区域
豊川	新城市有海と川路の境界から下流豊橋市賀茂町と豊川市三上町の境界、対岸豊川市二葉町地先堤防角までの区域
豊川 (共同漁場)	宇連川筋富栄橋梁下から豊川筋新城市有海と川路の境界までの区域
黄柳川	新城市黄柳野字神矢田、多利野橋下流端から下流宇連川合流点に至る間
宇利川	新城市中宇利字高田、門前橋下流端から下流豊川合流点に至る間
大入川	新城市吉川字中山、常磐橋下流端から下流豊川合流点に至る間
野田川	新城市野田、野田橋下流端から下流豊川合流点に至る間

別記2 遊漁承認申請書

年 月 日

豊川上漁業協同組合長 殿

申請者住所

氏 名

印

生年月日

年 月 日

下記により、貴組合共同漁業権漁場で、遊漁したいから承認してください。

1 遊漁対象水産動物名

2 漁具・漁法

3 遊漁区域

4 遊漁期間 年 月 日から
年 月 日まで

別記3の1 遊漁承認証(年券)

1 発券番号

2 発券年(年度)

3 発行漁業協同組合名

4 魚種

5 使用者の住所及び氏名

6 使用者の生年月日又は年齢

7 使用者写真貼付欄

8 注意事項

別記3の2 遊漁承認証(日券)

1 発券番号

2 使用年月日

3 魚種

4 漁具・漁法

5 遊漁料

6 使用者の氏名

7 発行者名称

8 発行者印

9 注意事項

別記4 漁場監視員証

〈表〉

漁場監視員証 No.

発行年月日 年 月 日

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏名

生年月日

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

写真添付

割印

発行者 豊川上漁業協同組合 ㊤

〈裏〉

注意事項

- 1 本証は他人に貸与し又は譲渡してはいけません
- 2 監視員をやめた場合は組合に返納してください
- 3 遊漁者に接する場合は本証をまず見せてから、おだやかに話をしてください
- 4 漁場監視の場合は本証を携帯してください
- 5 本証を紛失したときは直ちに組合へ報告してください